

入院基本料に係る事項

1病棟(地域包括ケア病棟)

午前8:30～午後4:30

3名以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び3名以上の看護補助者が勤務しております。
1人あたりの受け持ち患者数は、看護職員が12人以内、看護補助者は12人以内です。

午後4:30～翌朝8:30

3名以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び1名以上の看護補助者が勤務しております。
1人あたりの受け持ち患者数は、看護職員が12人以内、看護補助者は35人以内です。

2病棟(急性期一般病棟)

午前8:30～午後4:30

6名以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び3名以上の看護補助者が勤務しております。
1人あたりの受け持ち患者数は、看護職員が7人以内、看護補助者は13人以内です。

午後4:30～翌朝8:30

3名以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び1名以上の看護補助者が勤務しております。
1人あたりの受け持ち患者数は、看護職員が13人以内、看護補助者は37人以内です。

3病棟(回復期リハビリテーション病棟)

午前8:30～午後4:30

4名以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び2名以上の看護補助者が勤務しております。
1人あたりの受け持ち患者数は、看護職員が9人以内、看護補助者は17人以内です。

午後4:30～翌朝8:30

2名以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び1名以上の看護補助者が勤務しております。
1人あたりの受け持ち患者数は、看護職員が17人以内、看護補助者は34人以内です。

5病棟(医療療養病棟)

午前8:30～午後4:30

1名以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び1名以上の看護補助者が勤務しております。
1人あたりの受け持ち患者数は、看護職員が11人以内、看護補助者は11人以内です。

午後4:30～翌朝8:30

1名以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び1名以上の看護補助者が勤務しております。
1人あたりの受け持ち患者数は、看護職員が22人以内、看護補助者は22人以内です。